

第 2 2 回

農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

令和 5 年 3 月 2 9 日（水）

せたな町農業委員会

せたな町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和5年3月29日(水) 午後3時00分 から 4時00分

2. 開催場所 せたな町役場 第3会議室

3. 出席委員(15人)

会長	15番	原	田	喜	博
会長職務代理者	14番	松	崎		豊
委員	1番	渥	美	光	成
	2番	吉	田		優
	3番	高	橋	光	也
	4番	玉	木	久	志
	5番	竹	内	厚	子
	6番	阿	部	紹	子
	7番	森		正	勝
	8番	小	島	敏	人
	9番	大	羽	孝	志
	10番	金	谷	勝	則
	11番	弥	左	輝	彦
	12番	大	口		寧
	13番	日	置	和	彦

4. 欠席委員(2人)

3番	高	橋	光	也
12番	大	口		寧

5. 議事日程

- | | |
|----|--|
| 第1 | 会議録署名委員の指名について |
| 第2 | 会期の決定について |
| 第3 | 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について |
| 第4 | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 第5 | 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
(農業委員会等に関する法律第31条該当) |
| 第6 | 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条該当) |
| 第7 | 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 第8 | 議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について |

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	丹	羽	優
農地係長	小	池	秀 樹

7. 会議の概要

【開会宣言】

事務局長

ただいまより第 22 回せたな町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして会長よりご挨拶を申し上げます。

会長

皆さん大変どうもご苦労様でございました。
大変天気が良く、気候も大変良い中で、まだ 3 月だというのに、もう 4 月並みの農作業も始まっている次第でございます。

会長

そういったなかで、余談ではございますが、3 月中は W B C の野球が開催され、オールジャパンが優勝をとげ、大変盛り上がったことにより多大な経済効果をもたらしたということでございます。また、北海道におきましても日本ハムファイターズの新球場エスコンフィールドが 3 月 30 日こけら落としということで、道内において 160 億円の経済効果があるという大変明るい話題がありました。

会長

そういったなかで、先日、 さんのお父様、おとといには、
 さんの奥様が亡くなられたという悲報がありました。

会長

今回、年度末最後の総会で小池係長におきましては、今月いっぱい退職ということになりました。
また、 さんにおかれましては転職されるということで、今日がお会いできる最後の日ではないかと思われます。

会長

そういったなかで、小池係長には大変長い期間色々お世話になりました。今日はまた最後のひと踏ん張りということで、はりきって議案の説明をよろしくお願ひしたいと思います。

日頃からよく高橋町長が「人生は 60 歳からが一番働き盛りだ」とおっしゃいます。小池係長は農業委員会事務局での業務は終わるわけでございますけれど、新しいスタートとして一生懸命がんばってもらいたいと思います。小池係長の経歴につきましては、総会後の送別会でご紹介したいと思います。

会長

それでは、本日の総会は議案第 6 号まででございます。この時期としては案件は多いわけですが、皆様と慎重審議で進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

事務局長

ありがとうございました。

本日、3 番高橋委員、12 番大口委員から欠席の届出がございました。只今の出席委員は 13 名で定足数に達しております。したがいまして、せたな

事務局長 町農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたしました。
せたな町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長となることから、会長に議事進行をお願いします。

議長 はい。それでは直ちに会議に入りたいと思います。

【日程第1 会議録署名委員の指名について】

議長 「日程第1 会議録署名委員の指名について」せたな町農業委員会会議規則第13条の規定により、1番渥美委員、2番吉田委員を指名いたします。この指名は、第22回総会開会中といたします。

【日程第2 会期の決定について】

議長 「日程第2 会期の決定について」本日1日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、本日1日と決定いたしました。

【日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について】

議長 「日程第3 議案第1号 農地法第18条の規定による通知について」を議題といたします。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案1ページをご覧ください。
議案第1号 農地法第18条の規定による通知について。
農地法第18条の規定による農地について、その賃貸借契約の解約通知があったので、別紙により内容審査の上適否を決定する。
令和5年3月29日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料1ページをご覧ください。
番号8番。貸主が、[]、[]さん。借主が、[]、[]さん。所在につきましては[]、[]、[]の計4筆、面積が合わせまして[]㎡、解約理由につきましては、他の農業者と賃貸するためでございます。

事務局 資料2ページをご覧ください。
番号9番。貸主が、[]、[]さん。借主が、

事務局

■■■■■、■■■■■さん。所在につきましては■■■■■、
■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、
■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計
19筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、解約理由につきましては、他の
農業者と賃貸するためでございます。

事務局

資料3ページをご覧ください。

番号10番。貸主が、■■■■■、■■■■■さん。借主が、■■■■■
■■■■■、■■■■■さん。所在につきましては■■■■■、■■■■■、■■■■■、
■■■■■の計4筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、解約理由につきましては、
農地の賃貸契約をまとめたためでございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第1号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農
業委員会等に関する法律第31条該当)】

議長

「日程第4 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条該当)」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案2ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会等
に関する法律第31条該当)。

農地法第3条の規定による農地について、その所有権の移転申請があった
ので、別紙により内容審査の上許可を決定するものとする。

令和5年3月29日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料4ページをご覧ください。

番号4番。譲渡人が、■■■■■、■■■■■
■■■■■さん。譲受人が、■■■■■、■■■■■

事務局

■■■■■さん。

所在につきましては、■■■■■の1筆、田んぼ■■■■■㎡、こちらの契約につきましては売買でございまして、単価が■■■■■円、売買価格は■■■■■円でございます。こちらの理由につきましては、農地を購入して、営農に励みたいためでございます。

事務局

資料5ページをご覧ください。

番号5番。譲渡人が、■■■■■

■■■■■、■■■■■さん。譲受人が、■■■■■、■■■■■さん。

所在につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計13筆、すべて畑、面積が合わせまして■■■■■㎡、契約内容は贈与でございます。こちらの理由につきましては、農地の贈与を受け、営農に励みたいためでございます。

事務局

以上につきましては、別添調査書のとおり農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を全て満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第2号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第31条該当)】

議長

「日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第31条該当)」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案3ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしく願いいたします。

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について(農業委員会等に関する法律第 31 条該当)。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、せたな町より決定を求められた別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和 5 年 3 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

資料 8 ページをご覧ください。

番号 27 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 10 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 3 月 29 日から 2026 年 3 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

資料 9 ページをご覧ください。

番号 28 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]の計4筆、面積が[REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらの契約
につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては
2023年3月29日、対価の支払期限が2023年4月30日、土地引渡の時期は
対価の支払日、単価が[REDACTED]円、売買価格は[REDACTED]円でございます。

資料 10 ページをご覧ください。

番号 29 番。利用権の設定等を受ける者、
さん。利用権の設定等をする者、
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 3 月 29 日、対価の支払期限が 2023 年 4 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、売買価格は [REDACTED] 円でございます。

資料 11 ページをご覧ください。

番号 30 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED]さん。

[illegible]

事務局

■■■■、■■■■の計 25 筆、内、田んぼが 22 筆 ■■■■㎡、畑が 2 筆 ■■■■㎡、非農地が 1 筆 ■■■■㎡、面積が合わせまして ■■■■㎡、利用目的は水田と普通畑と用悪水路、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては 2023 年 3 月 29 日、対価の支払期限が 2023 年 10 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、田んぼの単価が ■■■■円、畑の単価が ■■■■円、売買価格は ■■■■円でございます。

資料 12 ページをご覧ください。

事務局

番号 31 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■の計 5 筆、面積が合わせまして ■■■■㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては、2023 年 3 月 29 日から 2026 年 3 月 28 日までの 3 年間、単価が ■■■■円、賃貸価格が ■■■■円、継続でございます。

資料 13 ページをご覧ください。

事務局

番号 32 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■の計 2 筆、面積が合わせまして ■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃借権でございまして、期間につきましては 2023 年 3 月 29 日から 2026 年 3 月 28 日までの 3 年間、単価が ■■■■円、賃借価格は ■■■■円、継続でございます。

資料 14 ページをご覧ください。

事務局

番号 33 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計 14 筆、内、田んぼが 2 ケ所 ■■■■㎡、畑が 14 ケ所 ■■■■㎡、面積が合わせまして ■■■■㎡、利用目的は採草畑と転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 3 月 29 日から 2026 年 3 月 28 日までの 3 年間、単価は田んぼが ■■■■円、畑が ■■■■円、賃貸価格が ■■■■円、継続でございます。

資料 15 ページをご覧ください。

事務局

番号 34 番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、面積が

事務局

■■■■■㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年3月29日から2026年3月28日までの3年間、単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、継続でございます。

事務局

資料16ページをご覧ください。

番号35番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■の計2筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年3月29日から2026年3月28日までの3年間、単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、継続でございます。

事務局

資料17ページをご覧ください。

番号36番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計6筆、内、田んぼが3ヶ所■■■■■㎡、畑が5ヶ所■■■■■㎡、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は採草畑と転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年3月29日から2026年3月28日までの3年間、単価は田んぼが■■■■■円、畑が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、継続でございます。

事務局

資料18ページをご覧ください。

番号37番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計4筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年3月29日から2028年3月28日までの5年間、単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、継続でございます。

事務局

資料19ページをご覧ください。

番号38番。利用権の設定等を受ける者、■■■■■、■■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■■、■■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■■、■■■■■、■■■■■の計4筆、面積が合わせまして■■■■■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年3月29日から2026年3月28日までの3年間、単価が■■■■■円、賃貸価格が■■■■■円、新規でございます。

事務局

資料 20 ページをご覧ください。

番号 39 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 8 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 3 月 29 日から 2026 年 3 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局

資料 21 ページをご覧ください。

番号 40 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 3 月 29 日から 2026 年 3 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局

資料 22 ページをご覧ください。

番号 41 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 12 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 3 月 29 日から 2026 年 3 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局

資料 23 ページをご覧ください。

番号 42 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。
利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の計 17 筆、面積が合わせまして [REDACTED]㎡、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023 年 3 月 29 日から 2026 年 3 月 28 日までの 3 年間、単価が [REDACTED]円、賃貸価格が [REDACTED]円、継続でございます。

事務局

資料 24 ページをご覧ください。

番号 43 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]

事務局

■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、面積が■ m^2 、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2023年3月29日、対価の支払期限が2023年4月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■円、売買単価は■円でございます。

事務局

資料25ページをご覧ください。

番号44番。利用権の設定等を受ける者、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、面積が■ m^2 、利用目的は普通畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2023年3月29日、対価の支払期限が2023年4月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■円、売買単価は■円でございます。

事務局

資料26ページをご覧ください。

番号45番。利用権の設定等を受ける者、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、■の計2筆、面積が合わせまして■ m^2 、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年3月29日から2026年3月28日までの3年間、単価が■円、賃貸価格が■円、継続でございます。

事務局

資料27ページをご覧ください。

番号46番。利用権の設定等を受ける者、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、■の計2筆、面積が合わせまして■ m^2 、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2023年3月29日、対価の支払期限が2023年4月30日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が■円、売買単価は■円でございます。

事務局

資料28ページをご覧ください。

番号47番。利用権の設定等を受ける者、■、■さん。利用権の設定等をする者、■、■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■、■、■、■、

事務局

■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計8筆、内、田んぼが6筆■■■■㎡、畑が2筆■■■■㎡、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年3月29日から2026年3月28日までの3年間、単価は田んぼが■■■■円、畑が■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

資料29ページをご覧ください。

番号48番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、の計2筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は普通田と転作田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年3月29日から2026年3月28日までの3年間、単価は■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

資料30ページをご覧ください。

番号49番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計8筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年3月29日から2026年3月28日までの3年間、単価は■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

資料31ページをご覧ください。

番号50番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■の計6筆、面積が合わせまして■■■■㎡、利用目的は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、2023年3月29日から2026年3月28日までの3年間、単価は■■■■円、賃貸価格が■■■■円、継続でございます。

事務局

資料32ページをご覧ください。

番号51番。利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■さん。利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、■■■■、面積が■■■■㎡、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては売買でございまして、所有権移転の時期につきましては2023年3月29日、対価の支払期

事務局

限が 2023 年 4 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、
売買単価は [REDACTED] 円でございます。

事務局

資料 33 ページをご覧ください。

番号 52 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]
[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 5 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的
は水田、こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきま
しては、2023 年 3 月 29 日から 2026 年 3 月 28 日までの 3 年間、単価は [REDACTED]
円、賃貸価格が [REDACTED] 円、新規でございます。

議長

資料 34 ページをご覧ください。

番号 53 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の計 9 筆、面積が合わせまし
て [REDACTED] m²、利用目的は採草畑、こちらの契約につきましては賃貸借でご
ざいまして、期間につきましては、2023 年 3 月 29 日から 2026 年 3 月 28 日
までの 3 年間、単価は [REDACTED] 円、賃貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 35 ページをご覧ください。

番号 54 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。利用権
の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、[REDACTED]、
[REDACTED]、[REDACTED] の計 4 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、利用目的は普通畑、
こちらの契約につきましては賃貸借でございまして、期間につきましては、
2023 年 3 月 29 日から 2026 年 3 月 28 日までの 3 年間、単価は [REDACTED] 円、賃
貸価格が [REDACTED] 円、継続でございます。

事務局

資料 36 ページをご覧ください。

番号 55 番。利用権の設定等を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]
[REDACTED] さん。利用権の設定等をする者、[REDACTED]、[REDACTED] さん。
さん。

利用権設定等に係る土地につきましては、[REDACTED]、面積が
[REDACTED] m²、利用目的は水田、こちらの契約につきましては売買でございまし
て、所有権移転の時期につきましては 2023 年 3 月 29 日、対価の支払期限
が 2023 年 4 月 30 日、土地引渡の時期は対価の支払日、単価が [REDACTED] 円、
売買単価は [REDACTED] 円でございます。

事務局

以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たすものと考えます。以上でございます。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第3号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可について(農業委員会等に関する法律第31条該当)】

議長

「日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可について(農業委員会等に関する法律第31条該当)」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案5ページをご覧ください。

こちらにつきましては農業委員会等に関する法律第31条に該当する内容でございます。議事参与制限がございますので、当該委員におかれましてはよろしくお願いいたします。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可について(農業委員会等に関する法律第31条該当)。

農地法第5条の規定による農地について、北海道農業会議へ意見聴取の結果、許可相当の回答を得たので、許可を行う。

和5年3月29日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の37をご覧ください。

こちらにつきましては、令和5年1月27日、第20回総会で審議いただいた風力発電設備設置に関わるボーリング調査のための一時転用でございます。

番号1番。貸主が[]、[]さん。借主が[]
[]、[]
[]さん。

事務局

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、地質調査のための一時転用、土地造成が [REDACTED] m²、転用期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日、位置図・配置図につきましては、39 ページ、40 ページの図 1、図 2 のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましては、令和 5 年 2 月 20 日の北海道農業会議第 10 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。

事務局

資料の 38 をご覧ください。

こちらにつきましても、令和 5 年 1 月 27 日、第 20 回総会で審議いただいた風力発電設備設置に関わるボーリング調査のための一時転用でございます。

番号 2 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、地質調査のための一時転用、土地造成が [REDACTED] m²、転用期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日、位置図・配置図につきましては、39 ページ、40 ページの図 1、図 2 のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましても、令和 5 年 2 月 20 日の北海道農業会議第 10 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。

事務局

資料の 41 をご覧ください。

こちらにつきましても、令和 5 年 1 月 27 日、第 20 回総会で審議いただいた風力発電設備設置に関わるボーリング調査のための一時転用でございます。

番号 3 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、[REDACTED]、面積が [REDACTED] の内 [REDACTED]、[REDACTED]、面積が [REDACTED] の内 [REDACTED] の計 3 筆、面積が合わせまして [REDACTED] m²、現況地目は全て牧場でございます。転用の目的につきましては、地質調査のための一時転用、土地造成が [REDACTED] m²、転用期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日、位置図・配置図につきましては、42 ページ、43 ページの図 3、図 4 のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましても、令和 5 年 2 月 20 日の北海道農業会議第 10 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから許可してよろしいものと考えます。

事務局

資料の 44 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和 5 年 2 月 28 日開催の第 21 回総会において内容を審議いただいた砂利採取のための一時転用でございます。

貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [REDACTED] m²、保安区域が [REDACTED] m²、採取数量が [REDACTED] m³、転用期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日、位置図・配置図につきましては、45 ページ、46 ページの図 5、図 6 のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましては、令和 5 年 3 月 16 日の北海道農業会議第 11 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから、許可してよろしいものと考えます。

事務局

資料の 47 ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和 5 年 2 月 28 日開催の第 21 回総会において内容を審議いただいた砂利採取のための一時転用でございます

貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は畑、面積が [REDACTED] m² の内 [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、砂利採取のための一時転用、掘削区域が [REDACTED] m²、保安区域が [REDACTED] m²、採取数量が [REDACTED] m³、転用期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 20 日までとなっております。位置図・配置図につきましては、48 ページ、49 ページの図 7、図 8 のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましては、令和 5 年 3 月 16 日の北海道農業会議第 11 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから、許可してよろしいものと考えます。

事務局

資料の 50 ページをご覧ください。

番号 6 番。貸主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。借主が [REDACTED]、[REDACTED] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[REDACTED]、地目は田、面積が [REDACTED] m²、転用の目的につきましては、後継者の新築住宅建

事務局

設のためでございまして、転用期間は許可日から永久、位置図・配置図につきましては、51 ページ、52 ページの図 9、図 10 のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましては、令和 5 年 3 月 16 日の北海道農業会議第 11 回常設審議会において審議され、許可相当の回答を得られたことを確認いたしましたことから、許可してよろしいものと考えます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。
議案第 4 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について】

議長

「日程第 7 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可について」を議題といたします。

議長

事務局より説明願います。小池係長。

事務局

はい。議案 6 ページをご覧ください。

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

農地法第 5 条の規定による農地について、農地以外の目的に供するため、その賃借権の設定申請があったので、別紙により内容審査のうえ、北海道農業会議へ意見聴取する。

令和 5 年 3 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局

資料の 53 ページをご覧ください。

番号 7 番。貸主が []、[] さん。借主が []、[] さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、[]、面積は [] m² の内 [] m²、[]、面積は [] m² の内 [] m²、[]、面積は [] m² の内 [] m²、[]、面積は [] m² の内 [] m²、[]、面積は [] m² の内 [] m² の計 5 筆、面積が合わせまして [] m²、現況地目は全て田でございます。転用の目的につきましては、砂利採取のための一

事務局

時転用、掘削区域が ■■■■■ m²、保安区域が ■■■■■ m²、採取数量が ■■■■■ m³、転用期間は令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日、位置図・配置図につきましては、55 ページ、56 ページの図 11、図 12 のとおりでございます。

事務局

こちらの申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものにより、3 年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は期間が 1 年以内の砂利採取で、採取後の復元も計画されていますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。

事務局

資料の 54 ページをご覧ください。

番号 8 番。貸主が ■■■■■、■■■■■ さん。借主が ■■■■■、■■■■■ さん。

転用の許可を受けようとする土地につきましては、■■■■■、面積は ■■■■ m² の内 ■■■■ m²、■■■■■、面積は ■■■■ の内 ■■■■ m²、■■■■■、面積は ■■■■ の内 ■■■■ m² の計 3 筆、面積が合わせて ■■■■ m²、現況地目は全て田でございます。転用の目的につきましては、作業道増設のための一時転用、転用期間は令和 5 年 6 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日、位置図・配置図につきましては、55 ページ、56 ページの図 11、図 12 のとおりでございます。

事務局

こちらにつきましても先ほどの砂利採取の転用と同じく、申請地につきましては、農用地区域内農地でございますが、原則転用は不許可でございますが、例外許可事由に農地に復元されるものにより、3 年以内の農業振興整備計画に支障の無いものとありますことから、本件は期間が 1 年以内の砂利採取と作業道増設で、作業後の復元も計画されていますことから、北海道農業会議へ意見聴取するものでございます。以上で説明を終わります。

議長

はい。説明が終わりました。

議案第 5 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

【日程第 8 議案第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針につ

いて】

議長 「日程第 8 議案第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題と致します。

議長 事務局より説明願います。小池係長。

事務局 はい。議案 7 ページをご覧ください。
議案第 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
農業委員会等に関する法律第 7 条に基づく、せたな町農業員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について議決を求める。
令和 5 年 3 月 29 日提出。せたな町農業委員会会長。

事務局 資料の 58 ページをご覧ください。
せたな町農業員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)につきましてご説明致します。
この指針は、農業委員会に関する法律第 7 条第 1 項、農業委員会は指針の策定に努めなければならないとされているものでございます。指針には、3 つの点について具体的な数値目標と推進方法を定めることとなっております。今回の指針の策定にあたっての 3 つの大きな柱は、1. 遊休農地の発生防止・解消について、2. 担い手への農地利用の集積・集約化について、3. 新規参入の促進についてでございます。内容につきましては記載の通りでございますので、割愛させていただきます。以上で説明を終わります。

議長 はい。説明が終わりました。
議案第 6 号について質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上をもちまして本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、第 22 回せたな町農業委員会総会を閉会いたします。大変どうもお疲れ様でした。

上記の会議の顛末を記したることに相違ないことを証明するため、せたな町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 5 年 4 月 28 日

会議録署名委員

1 番 渥美光成

2 番 吉田 優

議 長 原 日喜博